

申請書等を送付する前に必ずチェックしましょう！

- 申請書の写真は、申請前6か月以内（受験時の写真票や所持免許証と確認します）に撮影され、上三分身（胸から上）となっているか。
- 申請書の裏面に、日本政府が発行している収入印紙（地方自治体が発行している収入証紙ではありません。）1,500円分を貼り付けているか。
- 免許試験合格通知書の原本はあるか。
- 東京労働局免許証発行センター専用の免許証返信用封筒（窓付き定形封筒）に、切手404円分（9月19日以降の申請は434円分）を貼り付けているか。
- 本人確認証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード等の写し）はあるか。また、申請書と同証明書の住所は同一であるか。
- 過去に取得した労働安全衛生法による免許証（技能講習修了証ではありません。）の原本を所持しているか。所持している場合は、申請書と一緒に送付する必要があります。なお、紛失のため所持していない場合は、申請者の住所地を管轄する労働局又は免許証の交付を受けた労働局へ、再交付申請が必要となりますので、お問い合わせください。

東京労働局免許証発行センターからのお願い

- ◎ 免許証の送付先が住所宛の場合、不在により1週間以内に受け取れない可能性があるときは、申請書の⑨送付先を勤務先等にしてください。
- ◎ 申請書等の送付に、東京労働局免許証発行センターの免許証返信用封筒（窓付き定形封筒）を使用しないでください。
- ◎ 本人確認証明書（市区町村発行の住民票等を除く。）は、氏名の漢字を確認するため、拡大コピーしてください。また、自動車免許証等の写真付きのものは、申請書に貼付された写真と照合しますので、鮮明にコピーしてください。
- ◎ **免許試験結果通知書を交付された方、無試験で免許を受ける資格のある方、再交付（紛失等）や書替（氏名変更）の方は、申請先が住所地を管轄する都道府県労働局となるため、東京労働局免許証発行センターあての封筒を使用しないでください。**
- ◎ 免許申請に関するよくある質問をホームページで紹介しています。
東京労働局 免許 よくある質問で検索し、ご確認ください。